

目 次

告 示	ページ
15 新潟県市町村総合事務組合議会議員補欠選挙の当選人	1
公 告	
新潟県市町村総合事務組合議会議員の就任について	2
公平委員会規則	
3 新潟県市町村総合事務組合不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則	2
4 新潟県市町村総合事務組合勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則	3
5 新潟県市町村総合事務組合公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則	4
6 新潟県市町村総合事務組合関係市町村等職員の退職管理に関する公平委員会規則の一部を改正する規則	4
公平委員会告示	
1 新潟県市町村総合事務組合不利益処分についての審査請求の手續に必要な書面の様式	5
2 新潟県市町村総合事務組合勤務条件に関する措置の要求の手續に必要な書面の様式	5

告 示

新潟県市町村総合事務組合告示第 15 号

令和 3 年 9 月 13 日実施の新潟県市町村総合事務組合議会議員補欠選挙において次のとおり当選人が決定したので、新潟県市町村総合事務組合議会議員の選挙に関する規則（平成 16 年規則第 3 号）第 6 条の規定により告示する。

令和 3 年 10 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小 林 則 幸

組合議会議員補欠選挙当選人（第 1 選挙区） 渡 辺 竜 五（佐渡市長）

公 告

新潟県市町村総合事務組合議会議員の就任について（公告）

新潟県市町村総合事務組合議会議員の就任があったので、次のとおり公告する。

令和3年10月1日

新潟県市町村総合事務組合管理者 小林 則 幸

組合議会議員

就 任 渡 辺 竜 五（佐渡市長） 令和3年10月1日

公 平 委 員 会 規 則

次に掲げる公平委員会規則を別紙の原本のとおり公布する。

令和3年10月1日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 勝 見 洋 人

- (1) 新潟県市町村総合事務組合不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第3号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第4号)
- (3) 新潟県市町村総合事務組合公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第5号)
- (4) 新潟県市町村総合事務組合関係市町村等職員の退職管理に関する公平委員会規則の一部を改正する規則
(新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第6号)

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第3号

新潟県市町村総合事務組合不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合不利益処分についての審査請求に関する規則（平成28年公平委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(審査請求) 第5条（略） 2 審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載し、請求者が記名しなければならない。	(審査請求) 第5条（略） 2 審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載し、請求者が記名 <u>押印</u> しなければならない。

(1)～(9) (略) 3・4 (略) (再審の請求) 第14条 (略) 2・3 (略) 4 前項の書面(以下「再審請求書」という。)には次に掲げる事項を記載し、再審を請求しようとする者が記名して正副各1通を公平委員会に提出しなければならない。 (1)～(3) (略)	(1)～(9) (略) 3・4 (略) (再審の請求) 第14条 (略) 2・3 (略) 4 前項の書面(以下「再審請求書」という。)には次に掲げる事項を記載し、再審を請求しようとする者が記名 <u>押印</u> して正副各1通を公平委員会に提出しなければならない。 (1)～(3) (略)
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第4号

新潟県市町村総合事務組合勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合勤務条件に関する措置の要求に関する規則(平成16年公平委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(勤務条件に関する措置の要求) 第2条 (略) 2 前項の書面(以下「措置要求書」という。)には、次の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員(以下「要求者」という。)が記名して正副各1通を、関係書類、記録、その他の必要な資料とともに新潟県市町村総合事務組合公平委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。 (1) 要求者の <u>所属部局、職名、氏名及び住所</u> (2)～(4) (略) 3 (略)	(勤務条件に関する措置の要求) 第2条 (略) 2 前項の書面(以下「措置要求書」という。)には、次の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員(以下「要求者」という。)が記名 <u>押印</u> して正副各1通を、関係書類、記録、その他の必要な資料とともに新潟県市町村総合事務組合公平委員会(以下「委員会」という。)に提出しなければならない。 (1) 要求者の <u>職及び所属部局並びにその氏名</u> (2)～(4) (略) 3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第5号

新潟県市町村総合事務組合公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（平成16年公平委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(審査の請求) 第2条 (略) 2 前項の書面（以下「審査請求書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、審査の請求をしようとする者が、記名して、正副各1通を、書類、記録その他の資料を添えて新潟県市町村総合事務組合公平委員会（以下「公平委員会」という。）に提出しなければならない。 (1)～(7) (略) 3 (略)	(審査の請求) 第2条 (略) 2 前項の書面（以下「審査請求書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、審査の請求をしようとする者が、記名 <u>押印</u> して、正副各1通を、書類、記録その他の資料を添えて新潟県市町村総合事務組合公平委員会（以下「公平委員会」という。）に提出しなければならない。 (1)～(7) (略) 3 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第6号

新潟県市町村総合事務組合関係市町村等職員の退職管理に関する公平委員会規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合関係市町村等職員の退職管理に関する公平委員会規則（平成28年公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公平委員会告示

新潟県市町村総合事務組合不利益処分についての審査請求の手續に必要な書面の様式（平成 28 年公平委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 10 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 勝 見 洋 人

新潟県市町村総合事務組合公平委員会告示第 1 号

様式中「㊤」を削る。

附 則

この告示の実施の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

新潟県市町村総合事務組合勤務条件に関する措置の要求の手續に必要な書面の様式（平成 16 年公平委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 10 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 勝 見 洋 人

新潟県市町村総合事務組合公平委員会告示第 2 号

様式中「㊤」を削る。

第 1 号様式中 「 1 要求者
所属部局
職 名 氏 名 」 を 「 1 要求者
所属部局
職 名
氏 名
住 所 」 に改める。

附 則

この告示の実施の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。